

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（略）</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の取扱い）</p> <p>第十一条 この教育委員会訓令の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員（条例第十七条に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。）の勤務時間及び休暇等の取扱いについては、別に教育長が定める。</p>	<p>第十条（略）</p> <p>（補則）</p> <p>第十一条（略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。